

「宮崎の本格焼酎PR業務」企画提案競技仕様書

1 主旨

新型コロナウイルス感染拡大を受け、オンラインの活用が進む中、宮崎の本格焼酎をはじめとした県産品の魅力を発信することを目的に、幅広い層を対象に、新しい生活様式に対応したPRイベント等を大都市圏等において開催することで県産品の認知度・好感度の更なる向上を図る。

2 具体的な業務内容

【1】新しい生活様式に対応した焼酎の魅力発信イベント・フェアの展開

(1) 宮崎焼酎等の魅力発信イベント等の実施

- ①イベント名：「焼酎ノンジョルノin東京（仮称）」
- ②会場：ターゲットの集客が見込める会場
- ③期間：令和3年10月～令和4年2月頃
 - ※ リアルイベントの場合は蔵元の仕込みの時期を外して実施
 - ※ オンラインイベントやその他イベントも複数回開催すること
- ④内容：宮崎の本格焼酎の魅力を発信するため、幅広い層をターゲットとし、宮崎焼酎等の認知度・好感度向上に向けたPRイベント等を行う。

(2) 宮崎焼酎の新たな魅力発信イベント等の実施

- ①イベント名：「宮崎焼酎ミクソロジー（仮称）」
- ②会場：ターゲットの集客が見込める会場
- ③期間：令和3年12月～令和4年2月頃
 - ※ 蔵元の仕込みの時期を外して実施
- ④内容：宮崎の本格焼酎の新たな魅力を発信するため、焼酎に馴染みの薄い女性や若者等をターゲットとし、これまでとは異なる焼酎の魅力を発信するPRイベント等を行う。

※ (1)、(2)のイベント・フェアにおいて、少なくとも1回は、著名人を活用した宮崎焼酎のプロモーションを展開することとし、活用予定の著名人のイメージやその選定のコンセプトについて企画書に記載すること。

(3) 委託内容

① 宮崎焼酎等の魅力を発信するPRイベント等の開催

- ・ 焼酎に精通している方から、焼酎に馴染みの薄い方、さらには、発信力の高い外国人住民など、幅広い層をターゲットとし、数多くの人に、「宮崎の本格焼酎」の認知度・好感度の向上に向けた、焼酎PRイベント等を行うとともに、焼酎以外の県産品のPRもあわせて企画・提案し、実施すること。
 - ・ 発信力の高い人が集う3×3Lab Futureにおいて、焼酎を始めとする県産品をPRするイベントを実施するとともに、その後のイベントやフェア等に参加を促すなど実施することで、今後の県産品の販路開拓を図る取組を企画・提案実施すること。
 - ・ リアルイベントの実施を念頭に、参加者の気分醸成のため、蔵元を絡めた形のオンラインイベントの展開等を組み合わせたイベントを企画・提案し、実施すること。
- ※ 新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じ、リアル又はオンラインの切り替えは県と協議の上、決定すること。
- ・ オンラインイベントの開催にあたっては、不特定多数または人数限定などのイベントを企画・提案し、実施することとし、人数限定のイベントの場合は、事前に県産品や焼酎を届けるなどの効果的な企画を提案すること。
 - ・ 焼酎初心者にも分かりやすく宮崎や焼酎を知ってもらうために必要となる県で作成したミニ冊子「焼酎印帳」を増刷を検討し、イベントにおいて効果的に活用すること。

② 宮崎焼酎の新たな魅力を発信するPRイベント等の開催

- ・ 宮崎の本格焼酎をベースとしたカクテルの提供など、これまで焼酎に馴染みの薄い女性や若者等の消費者、さらには、輸出に関連のある事業者等に訴求するような、焼酎の新たな魅力を発信するイベントを企画・運営、実施すること。
- ・ イベントの実施にあたり、焼酎だけでなく県産品を幅広くPRする企画を提案し、実施す

ること。

- ・ 新たな焼酎の魅力をもPRするイベントやフェア等の展開において、制作された焼酎カクテルのレシピについて、可能な範囲で冊子化またはデータ化するなど実施し、焼酎カクテルの今後の広がりを持たせる取組を検討すること。

③ 新型コロナウイルス感染症への対応

- ・ 新型コロナウイルス感染症が収束していないことから、イベントの開催にあたっては、3密回避を徹底するとともに、事前申込の実施や当日の参加者の検温、手指の消毒など、各業界が示すガイドラインに沿った対策を行うなどの体制を整備すること。
- ・ イベントに県内蔵元を招聘する場合は、新型コロナウイルスの拡大状況をみながら、オンライン等の活用など柔軟に対応し、感染拡大に十分留意すること。

④ イベントにおける著名人を活用した焼酎プロモーション

- ・ 焼酎本来の楽しみ方をPRするイベントや焼酎の新たな魅力を発信するイベント等において、著名人を活用し、焼酎をはじめとする県産品の認知度向上を図るためのコンテンツを企画・提案、実施すること。
- ・ オンラインイベントにおいて著名人を活用する場合は、集客力のある芸能人などの著名人を招聘するなどして、これまで焼酎に馴染みの薄い消費者に関心を持ってもらい、宮崎の本格焼酎のファンへ繋げるイベントを企画・運営すること。

※ 著名人等は以下の条件を満たす者とし、具体的に提案し、展開すること。

- ・ 知名度が高く、特に女性や若者などに人気があり集客力があること。
- ・ リアルイベントやオンライン配信等において視聴者を楽しませることができること。
- ・ イベントの参加者に対し、今後の焼酎ファンになっていただくような工夫を行うこと。
- ・ 著名人を活用したイベントについて、後日、映像として残る場合は、一定期間アーカイブ配信を実施し、イベントに参加できない消費者への焼酎の魅力発信のコンテンツとして使用すること。

⑤ イベント全体の広報宣伝の企画・運営・管理業務

- ・ イベント開催の広報宣伝においては、様々な媒体を活用した広告宣伝（WEB、SNS、雑誌等）や販促物（フライヤー、ポスター等）の活用を検討し、予算内で費用対効果の高い手法を提案の上、実施すること。
- ・ 著名人等を活用する場合は、著名人のSNS等を通して、広くイベントの周知を実施し、著名人等のファンもイベントに参加していただく仕掛けを展開すること。
- ・ 広報宣伝においては、「日本のひなた宮崎県」のプロモーション活動と連動し、当プロモーションのイメージ浸透に繋がる展開を図ること。

⑥ 新宿みやざき館KONNEを活用した情報発信

- ・ 新宿KONNEでのイベントの実施やひなたビジョン（デジタルサイネージ）の活用などを検討し、焼酎をはじめとした県産品の魅力を発信すること。
- ・ 新宿KONNEでイベントを実施する場合、1F物産ショップ、2Fレストランが連動した形での実施が望ましい。

⑦ アンケート調査の実施、集計・分析業務

- ・ 各イベントを通じて宮崎の本格焼酎等に対する消費者の反応を把握するとともに、販路開拓に繋がる仕組み・仕掛けを設けるために、参加焼酎メーカーの商品開発・営業活動に資するアンケートを参加者等に対して実施すること。
- ・ 各イベント・フェアの評価・課題等を実施後に検証できるよう、アンケート調査の結果集計及び分析を行うこと。

⑧ 県産の焼酎や食材の調達、支払手続

- ・ イベントで使用する焼酎や県産品等については、原則として受託者が予算内で調達し、提供するものとするが、関係部署等から食材提供等の協力が得られる場合や、参加する蔵元等が提供する場合は、この限りではない。
- ・ 上記以外の県産食材等の調達においては、県、受託者の2者で必要に応じて協議し、実施するものとする。

（４）留意事項

- ① 受託者と県（オールみやざき営業課、東京事務所、その他関係部署）、新宿みやざき館KONNE関係者等との連携・協力を十分図ること。
- ② 当予算にイベント等開催に伴うチケット販売収入分は含まない。イベントの実施において、

チケット販売を行う場合、チケット販売収入と当予算を合わせて運営経費とすること。

- ③ イベント等への参画を希望する市町村については、県が窓口となり連携することも可能とし、実施においては、市町村と受託者で調整を行うものとする。
- ④ イベントやフェア参加店舗の選定に当たっては、国や地方自治体を実施している、時短要請や休業要請等の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に協力している店舗を対象とする。

3 留意事項

企画全体にあたっては、次のことに留意すること。

- (1) 県では各業務のほか、各実施主体と連携したイベントやフェアを計画している。各々の企画運営・調整は、県と各実施主体で別途行う予定であるが、県からの指示を踏まえ、これらイベント・フェアと連動した企画を展開すること。
- (2) 当業務のほか、県指示の下、「日本のひなた宮崎県」のプロモーション業務と連携を図ること。
- (3) 各業務において、宮崎本格焼酎応援サイト「だれやみ」のホームページやFacebookページと連動させ、広告宣伝等において SNS を活用し、各情報を拡散させる仕掛けを行うこと。
- (4) 各業務の実施において、費用対効果、法令や環境、安全に配慮した提案に努めるものとする。

4 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日までとする。

5 成果品等の提出

委託締結時に、業務委託契約書に定める宮崎の本格焼酎PR業務委託仕様書に基づき、令和4年3月31日（木）までに成果品等の必要書類を提出すること。

6 経費

履行までに要する全ての経費を含む。

7 その他

- (1) 成果品等についての権利は、県に帰属する。
- (2) 成果品等についての電子データは、県へ提出する。
- (3) 受託者は、2「具体的な業務内容」における各業務着手前に当該個別業務における業務計画書を作成し、委託者と協議の上実施することとし、委託者の指示により必要な書類等を提出すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響等により、計画に変更が生じた場合又は本仕様書に明記のない事項については双方協議の上、決定することとする。